

2 大学は、大学、免許法認定公開講座及び単位修得試験における単位修得原簿その他これらに関する主なる公文書を相当期間保存しなければならない。

3 「略」

附則

「項を削る。」

「項を削る。」

27 29 「略」
「項を削る。」

2 大学は、大学、免許法認定公開講座、免許法認定通信教育及び単位修得試験における単位修得原簿その他これらに関する主なる公文書を相当期間保存しなければならない。

3 「同上」

附則

27 免許法附則第八項ただし書及び第十二項ただし書に規定する文部科学省令で定める期間は、二年二月とする。

28 免許法附則第八項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条各号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、教諭を対象とするものを履修しなければならない。

29 31 「同上」

32 免許法附則第十二項ただし書の規定により普通免許状の授与を受けようとする者は、免許状更新講習規則第四条各号に掲げる事項に係る免許状更新講習を履修するに当たっては、次の各号に掲げる授与を受けようとする普通免許状の種類に応じ、当該各号に定めるものを履修しなければならない。
い。 一 養護教諭の免許状 養護教諭を対象とする免許状更新講習
二 教諭の免許状 教諭を対象とする免許状更新講習

33 40 「同上」

41 免許法附則第十五項に規定する文部科学省令で定める事項は、学校教育法施行規則第五十二条に規定する小学校学習指導要領で定める保健に係る事項とする。

42 「同上」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

別記第一号様式を次のように改める。
別記第一号様式(第七十二条関係)

(教育職員(専修)(二種)(二種)免許状)

本籍地	氏名	(旧姓)	年 月 日 生
	(通称名)		
授与条件	(番号)	授与権者	印
授与条件	年 月 日		

備考

一 記載は、次に定めるところによるものとする。

ア 「教育職員」の箇所には、「小学校教諭」、「中学校教諭」、「高等学校教諭」、「特別支援学校自立教科教諭」又は「特別支援学校自立活動教諭」のように記入すること。

イ 本籍地については、都道府県名(日本の国籍を有しない者については、その国籍)を記入すること。

ウ 教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号。エにおいて「昭和三十六年改正法」という。)附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「教育職員免許法」の箇所は、「教育職員免許法等の一部を改正する法律(昭和三十六年法律第二百二十二号)」と記入すること。

エ 免許法第十六条、第十六条の二、附則第八項若しくは附則第十一項又は昭和三十六年改正法附則第六項の規定による免許状の授与の場合は、「(第 条)の箇所は、それぞれ「第十六条」、「第十六条の二」、「附則第八項」若しくは「附則第十一項」又は「附則第六項」と記入すること。

オ 「(左記の教科について)」の箇所については、特別支援学校の教員の免許状の場合にあつては「左記の領域について」と、免許法第十六条の四第一項の規定による免許状の場合にあつては「左記の事項について」と、教育職員免許法施行規則第六十三条の二の規定による免許状の場合にあつては「左記の自立活動について」と記入し、教科等の定めのない免許状の場合にあつてはこの箇所を設けないこと。

カ 教科等の定めのない免許状の場合は、「(記)」の欄は設けないこと。

キ 「(番号)」の欄には、免許状授与の年度及び免許状の種類を略記し、年度ごとに番号を改め、一番から追番号をもつて記入すること。

ク 「授与条件」の欄には、次の事項について記入するものとする。

(ア) 専修免許状にあつては、教育職員免許法施行規則第七十二条第二項に規定する大学院で専攻(十二単位以上単位を修得した分野がある場合には当該専攻に加えて当該分野を記入することができる)。